



保護者のみなさまへ

## 児童手当での児童クラブ保育料の納付について

ふじみ野市子育て支援課

現在、中学3年生までの児童生徒を扶養し、児童手当が支給対象となっている保護者に、毎年6月・10月・2月にそれぞれ4ヶ月分ずつ支給されることになっています。

この児童手当は、児童手当法第21条第1項の規定に基づき、保護者からの申し出により未納となっている児童クラブ保育料の納付に充てることができます。

児童手当からの天引きになりますので、是非この制度を活用し、納付にご協力いただきますようお願いいたします。

### 児童クラブ保育料が未納となった場合、児童手当での納付に同意される方

裏面の「児童手当に係る学校給食費等（保育料）の徴収等に関する申出書」に①提出日、②住所、③保護者（児童手当受給者）氏名、④児童氏名をご記入いただき、各放課後児童クラブまたは運営する法人事務所へ入室申請書類とあわせて提出してください。

※ 兄弟姉妹がいるときは、1枚の申出書にまとめて記入してください。

※ 児童手当の額は、扶養している子どもの人数や保護者の所得金額により変更になる場合があります。

※ 児童手当の申請や児童手当の現況届の提出、税の申告がまだお済みでないときは、早めに手続きしていただきますようお願いいたします。

### 【 問い合わせ先 】

〒356-8501 ふじみ野市福岡1-1-1

ふじみ野市こども・元気健康部

子育て支援課子育て支援係

電話 049-262-9033